

四国地区高専地域イノベーションセンターに関する申し合わせ

平成22年 2月 5日
四国地区国立高等
専門学校校長会議

阿南工業高等専門学校、香川高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、弓削商船高等専門学校及び高知工業高等専門学校は、四国地区高専地域イノベーションセンターの組織及び運営について、下記のとおり申し合わせる。

記

(目的)

第1 阿南工業高等専門学校、香川高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、弓削商船高等専門学校及び高知工業高等専門学校（以下「四国地区高専」という。）は、四国地区高専の持つポテンシャルと地域の特性を生かし、地域の活性化と産業の振興に寄与する産学官連携活動を組織的系統的に展開するため、四国地区高専地域イノベーションセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(運営)

第2 センターは、四国地区高専が共同で組織し運営する。

(部門及び業務)

第3 センターに次の各号に掲げる部門を置き、各業務を行う。

一 イノベーション創出部門

ア 四国地区高専が連携して行う技術シーズとニーズのマッチングに関すること。

イ その他、センターの目的を達成するために必要な技術相談、共同研究等の産学官連携活動に関すること。

二 知的財産部門

ア 四国地区高専が連携して行う知的財産管理に関すること。

イ 四国地区高専が連携して行う知的財産教育に関すること。

ウ その他、センターの目的を達成するために必要な知的財産に関すること。

三 四国地区高専連携部門

ア 前2号の部門の業務以外で、センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(教職員)

第4 センターに、次の教職員を置く。

一 センター長

二 部門長 各1人

三 その他必要な教職員

(センター長)

第5 センター長は、センター業務を統括する。

2 センター長は、四国地区国立高等専門学校校長会議（以下「校長会議」という。）の議を経て、香川高等専門学校教員から選出する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部門長）

第6 部門長は、当該部門の業務を掌理する。

2 部門長は、校長会議の議を経て、四国地区高専教員から選出する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（その他必要な教職員）

第7 センター長は、校長会議の議を経て、各部門の業務を処理するために必要な教職員を置くことができる。

（運営委員会）

第8 センターの運営に関し、必要事項を審議するため四国地区高専地域イノベーションセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を校長会議の下に置く。

2 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

（事務）

第9 センター及び委員会の事務は、香川高等専門学校において処理する。

（その他）

第10 この申し合わせに定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 記

1 この申し合わせは、平成22年2月5日から実施する。

2 この申し合わせの実施後最初に選出される第4第1号、第2号に掲げる者の任期は、第5第3項、第6第3項の定めにかかわらず、平成24年3月31日までとする。

別表

四国地区高専地域イノベーションセンター長
阿南工業高等専門学校 地域連携・テクノセンター長
香川高等専門学校 地域人材開発本部 みらい技術共同教育センター長
香川高等専門学校 地域人材開発本部 地域イノベーションセンター長
新居浜工業高等専門学校 高度技術教育研究センター長
弓削商船高等専門学校 地域共同研究推進センター長
高知工業高等専門学校 地域連携センター長